

人権尊重委員会
人権推進室
☎64-1126
jinsui@town.yuasa.lg.jp

あなたも私もみんなステキ ～ともに考えましょうみんなの人権～

111.「町民人権学習会」にご参加ありがとうございました。

「障がい者の人権」をテーマに昨年の9月から開催していた町民人権学習会は、町内全22会場での開催を終え、町民みなさんのご協力により延べ484名のご参加をいただきました。ここで、学習会で出された意見の一部を紹介させていただきます。

- 手帳を持っていなくても、身体・知的・心身などの内面的な障がいを持っている人もいます。
- 障がい者に対して、町民一人ひとりが無関心にならず、暖かい目で見守るような町になっていくことが良いと思います。
- 障がい者用の駐車スペース（青色スペース）に健常者が駐車しないようにするためには、思いやり等の住民の理解や意識を変える事が必要だと思います。
- 人によって同じことをするにも差がある。それはその人の個性である。

■役場の障がい者用駐車場には、屋根がついていたり、10年前から駅前多目的トイレもでき、集会場にもエレベーターがあるなど、自立して外へ行きやすいようになっていると思うので、ハードとバリアをみんな考えて、住みやすい町にしていかなければいけないのではないだろうか。



人権とは、誰もが生まれながらにもっている権利であり、幸せに生きるために大切にしなければならない非常に大事なものです。
人権尊重委員会も、みなさん一人ひとりが「人権の大切さ」を考えるきっかけとしていただけるよう、町民人権学習会や人権啓発活動等に取り組んで行きたいと思えます。
これからも人権尊重委員会の活動に、ご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

図書館

来てみて!

利用案内

- 開館時間：平日 9:30～19:00
土・日曜日 9:30～18:00
- 休館日：月曜日、祝日、毎月月末の金曜日
- お問い合わせ：湯浅町立図書館 ☎62-2280

児童書

「おいしいふくやさん」のしさやか/ひさかたチャイルド

「はごろもや」は、おいしい服屋さん。お店の主人、はごろもさんの手にかかれれば、みんなおいしく大変身！今日もおいしくなりたい食べものたちがやってきて…。(対象：0～5歳)

「ジュニア空想科学読本1」柳田理科雄/汐文社

タケコプターが本当にあったら、空を飛べる？かめはめ波を撃つには、どうすればいい？アニメや漫画でおなじみの現象を科学的に検証する。オドロキの結論が満載の、とっっても笑える理科の本。(対象：小学5～6年生)

「だるまちゃんとおうちちゃん」加古里子/福音館書店
「新しいのりものいっぱい図鑑」チャイルド本社
「調べてみよう都道府県の特産品 調味料編」理論社
「ジュニア空想科学読本1」柳田理科雄/汐文社 など

新着図書のご案内

「忙しいママでもできる! 簡単ちよいデコごはん&お弁当」中村陽子/辰巳出版

いつものごはんにひと手間加えて、ちよいデコごはんになれば、子どもの食事へのテンションがぐっとアップ! 忙しい毎日のなかでも簡単に作れる、ちよいデコごはん&お弁当のレシピを紹介します。

「リノベーションでつくるカッコよくて心地いい家」主婦と生活社

予算を上手に使ったカッコいいリノベーションハウスや、実家を理想のわが家にリノベーションした実例、中古マンションをヴィンテージに格上げする内装と間取りのアイデアなどを紹介します。

「手描きチョークアートのアイデア&テクニック」佐藤真理/日東書院本社
「秘密結社Ladybirdと僕の6日間」喜多川泰/サンマーク出版
「209号室には知らない子供がいる」榎木理宇/KADOKAWA
「稀代の本屋 萬屋重三郎」増田晶文/草思社 など

- * 3/7 (火) まで休館。
- * 3/8 (水) より、通常通り開館しています* *おはなし会(こども向け)次回は3/11(土)です! *
- * 3/1 (水) ~ 3/7 (火) の間、図書館のホームページはメンテナンスのためご利用いただけません。ご迷惑をおかけしますがご了承ください。

「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立しました

部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)

国や地方公共団体は、これまで同和問題の解決をめざし長年にわたり様々な取組を進めてきました。その結果、同和問題は解決に向かつてはいるものの、未だに許しがたい差別事件が起こっています。このような中、部落差別は許されないものであるとの認識のもと「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月16日に公布・施行されました。

この法律は、国や地方公共団体の責務を明らかにし、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することをめざすものです。

私たち一人ひとりが力を合わせて、差別や偏見のない豊かで明るい社会を築きましよう。

【目的】

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

【基本理念】

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本

的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

【国及び地方公共団体の責務】

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

【相談体制の充実】

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

【教育及び啓発】

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

【部落差別の実態に係る調査】

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。